

金融の円滑化にかかる体制の概要および実施状況

令和 7 年 3 月 3 1 日

佐賀県信用農業協同組合連合会

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることと認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

つきましては、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「金融円滑化法」といいます。）は終了しましたが、引き続き当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第 1 金融円滑化にかかる対応措置に関する基本方針

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を理事会にて以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当会の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成 22 年 1 月 19 日に公表しております。

第 2 金融円滑化にかかる対応措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し、対応するため以下の体制を整備しております。

- （1）理事長以下、常務、各部室長を構成員とする「コンプライアンス委員

会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。

(2) 融資担当常務を「金融円滑化管理責任者」、融資部長を「金融円滑化管理担当者」、融資部を「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

(3) 金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制の概要図》・・・別紙1

第3 金融円滑化にかかる対応措置についての苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を融資部に設置しております。

(2) お客さまからの、当会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、リスク審査部に受付窓口を設置しております。

《苦情・相談対応の体制の概要図》・・・別紙1

第4 金融円滑化にかかる改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

金融円滑化管理責任部署を中心にお借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

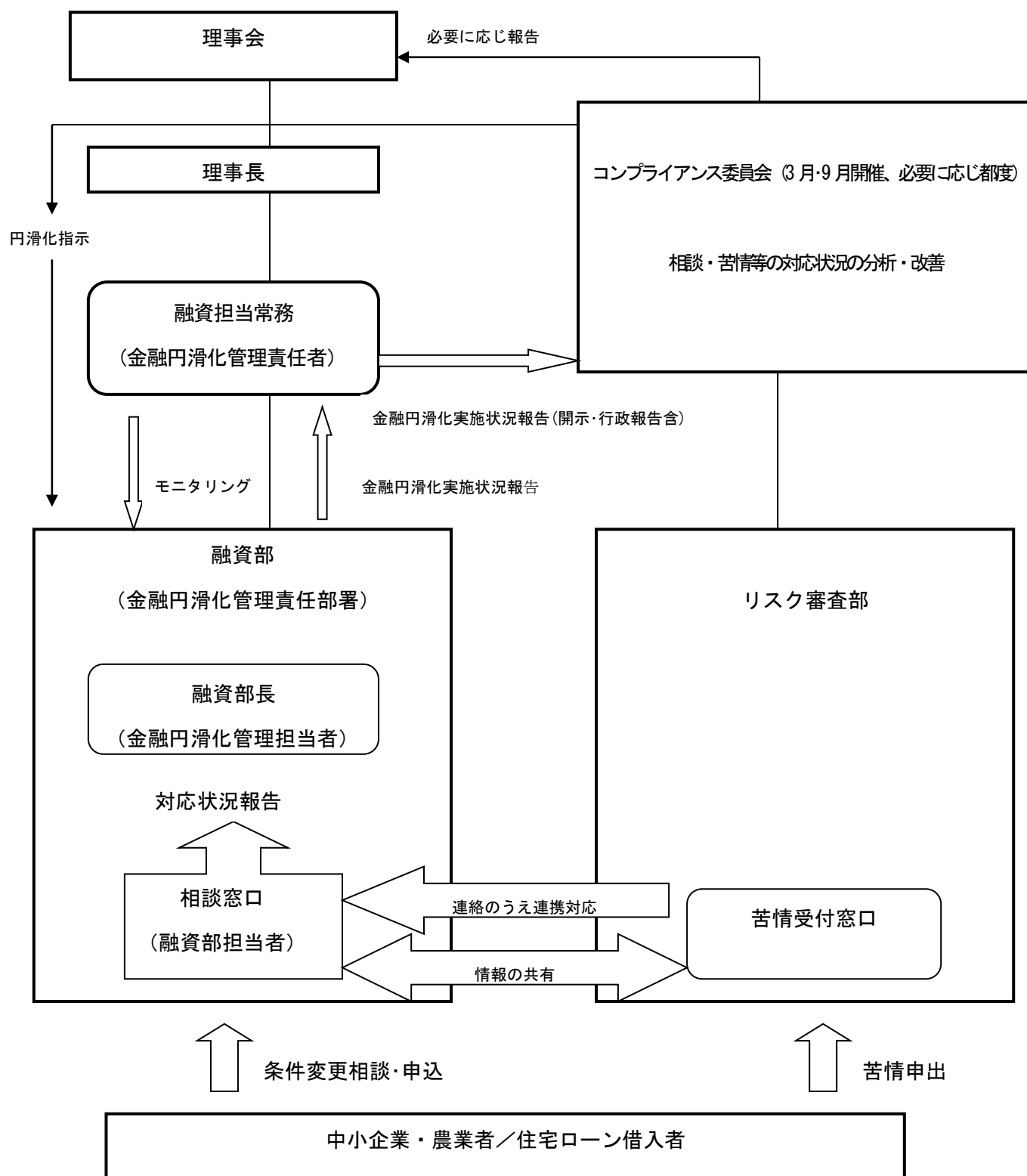
また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第5 貸付の条件の変更等

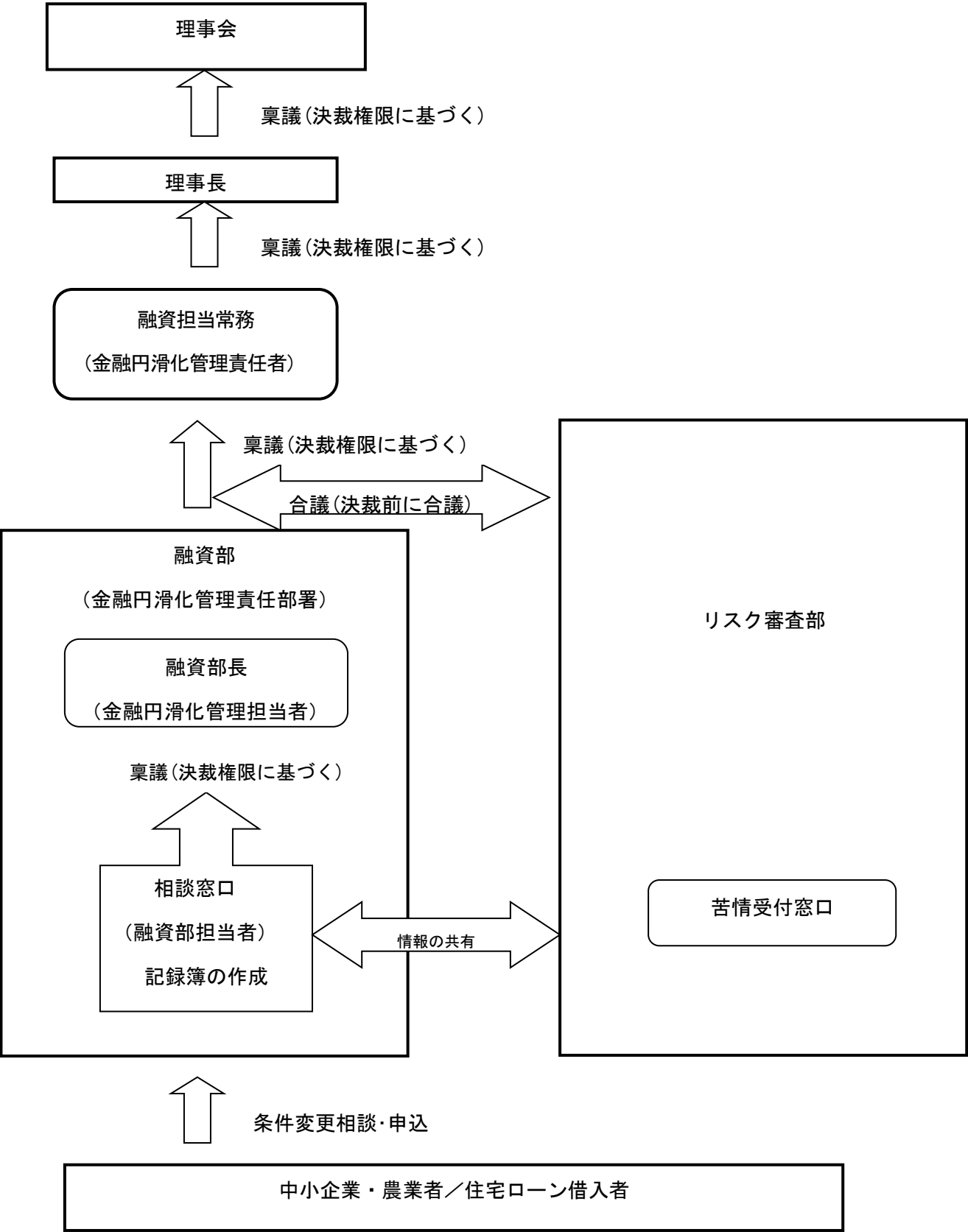
別表1、2、のとおり

以 上

金融円滑化対応にかかる全体の管理体制（イメージ）



金融円滑化対応にかかる個別案件対応体制（イメージ）



別表 1

貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
(債務者が中小企業者である場合)

(单位:件)

[illegible]

別表 2

貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件)

[illegible]